

助産師がママのからだところをケアします

仙台市産後ケア事業のご案内

仙台市では、産後に育児等の支援が必要なお母さんを対象に、宿泊・日帰り・訪問によるサービスを行い、安心して子育てができるようにサポートする「産後ケア」を実施しています。



利用できる方

- 仙台市に住所のある方
- 産後12か月未満の母子
 - ※ 宿泊型は4か月未満
 - ※ 早産児は出産予定日を基準とする
- 出産後、疲労や育児不安等がある
- 家事や育児等の十分な協力が得られない
- 入院治療が必要と診断されていない
- 医療行為が必要な方(例：乳腺炎や感染症〈疑い含む〉で治療が必要な場合等)は利用できません。

ケアの内容(例)

- 沐浴などの基本的な育児手技の練習
- 赤ちゃんの健康状態の確認(体重や排泄、月齢ごとの育ちの確認)
- おっぱいのケア、授乳の練習
- 疑問や不安についての相談
- 休息をとるためのお手伝い



産後ケア事業の種類

	宿泊型	デイサービス型	訪問型	
利用時間	1泊2日から 10時～翌日16時	10時～16時	2時間型	4時間型
利用料金 (市民税課税世帯)	5,500円/日	3,200円/日	2,000円/回	3,800円/回
上限回数	最大7日	最大7日	最大7回	

※非課税世帯・生活保護世帯は利用料金が免除されます。 ※多胎児の方は上限回数がいずれも最大10日(回)です。

↓ 詳しくはホームページでご確認ください ↓

申請が
必要です

- 利用までの流れと電子申請のご案内
- 実施施設・助産師一覧
- 利用上の注意
- 先輩ママの利用後の声

妊娠32週から申請できます

仙台市 産後ケア



利用の流れ

1 利用申請

- お住まいの区の区役所・総合支所に、お申し込みください。表面二次元コードより電子申請が可能です。利用に悩む際は、お気軽にご相談ください。
- 利用希望日の1週間前までに申請が必要です。



2 利用決定

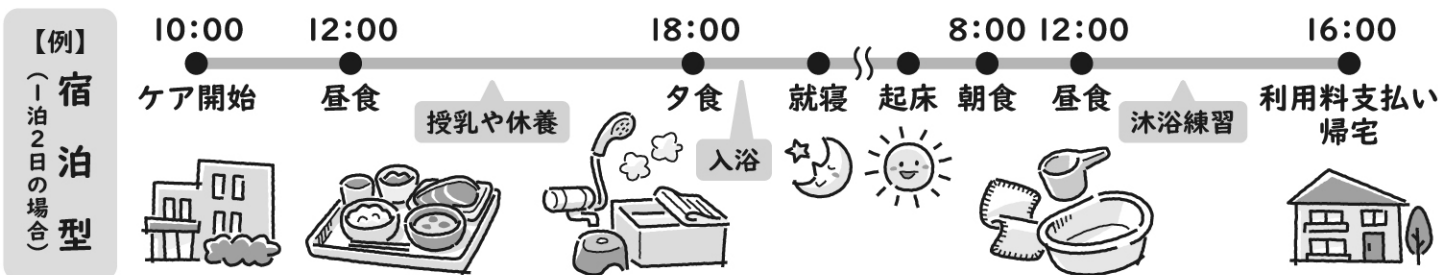
区役所から「利用券」が送付されます。送付まで数日程度かかることがあります。

3 予約と利用

- ホームページの「実施施設・助産師一覧」を参照し、希望する施設等に直接、利用の予約をしてください。予約時に、必要な持ち物、希望するケアの内容などの確認をしてください。
- 当日は、「利用券」と「妊娠出産子育てマイプラン」を忘れずにお持ちください。
- 利用料金は直接施設にお支払いください。
- 利用後には、ホームページよりアンケートの回答にご協力ください。

タイムスケジュール

希望するケアの内容については、実施施設または訪問助産師と事前にご相談ください。



利用上の注意点

- 1 予約後に、やむを得ずキャンセルする場合には、予約日の前日（前日が休診日の場合は前々日）の午前10時までに、実施施設または訪問助産師に連絡してください。事前の連絡なく予定した日に利用されなかった場合には、利用料金全額をお支払いいただきます。
- 2 利用の上限を超えて利用することのないようにご注意ください。利用の上限を超えた場合は自己負担が発生する場合があります。

利用申請・問い合わせ先

お住まいのある区の区役所・総合支所へご連絡ください。
(土日祝日・年末年始は閉庁)

- 青葉区家庭健康課 022-225-7211(代)
- 青葉区宮城総合支所保健福祉課 022-392-2111(代)
- 宮城野区家庭健康課 022-291-2111(代)
- 若林区家庭健康課 022-282-1111(代)
- 太白区家庭健康課 022-247-1111(代)
- 太白区秋保総合支所保健福祉課 022-399-2111(代)
- 泉区家庭健康課 022-372-3111(代)